

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「第三項」を「第五項」に改め、同項の1中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項各号に掲げる措置のうち」及び「第三条の二第一項に規定する評価方法基準への適合を要件とする部分について同法」を削り、「その適合を証する書類」を「同法第六条の二第三項又は第四項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を記載した書面又は住宅性能評価書」に、「適合証」を「確認書等」に改め、同表の三十三の四の項中「伴う場合」の下に「及び同条第三項に規定する区分所有住宅の管理者等の選任のみに伴う場合」を加え、同項の2中「適合証」を「確認書等」に改め、同項の次に次のように加える。

|                                                |      |
|------------------------------------------------|------|
| 三十三の四の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率 | 十六万円 |
| に関する特例の許可の申請に対する審査                             |      |

附 則

- 1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に交付の申請がされた同条例による改正前の徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の三十三の二の項に規定する適合証は、この条例による改正後の徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の三十三の二の項及び三十三の四の項に規定する確認書等とみなす。